

社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正案要綱

平成4年2月

第1 改正の趣旨

我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、福祉サービスへの需要が著しく増大していることにかんがみ、福祉サービスを必要とする者が必要な福祉サービスを適切に提供されるように、社会福祉事業

に従事する者の人材確保の促進を図ることとし、このため、社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法について所要の改正を行うこと。

第2 社会福祉事業法の一部改正

基本指針等に関する事項

- 1 厚生大臣は、社会福祉事業が適正に行われることを確保するため、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本指針を定めなければならないものとする。
- 2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項
 - (2) 社会福祉事業経営者が行う、処遇の改善、資質の向上、新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置その他社会福祉事業従事者の確保に資する措置の内容に固する事項

(3) (2) の適正かつ有効な実施を図るために必要な措置の内容に関する事項

(4) 国民の社会福祉事業に対する理解を深め、社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置の内容に関する事項

- 3 厚生大臣は、基本指針を定める等の際には、中央社会福祉審議会の意見を聴かなければならないものとする。
- 4 社会福祉事業経営者は、基本指針に規定する措置を講ずるように努めなければならないものとする。
- 5 国及び都道府県による社会福祉事業経営者に対する指導・助言等の規定を整備すること。

福祉人材センターに関する事項

1 都道府県福祉人材センター

都道府県知事は、次の業務を行う社会福祉法人を、都道府県ごとに一個に限り、都道府県福祉人材センターとして指定することができるものとする。

- (1) 社会福祉事業に関する啓発活動
- (2) 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究
- (3) 基本指針に基づく経営者が行う措置に関する相談援助
- (4) 社会福祉事業の業務に関する研修
- (5) 社会福祉事業に従事しようとする者への就業の援助

2 中央福祉人材センター

厚生大臣は、都道府県センターの業務に関する啓発活動、連絡調整・指導、都道府県センターの業務

に従事する者等に対する研修等を行う社会福祉法人を、全国に通じて一個に限り、中央福祉人材センターとして指定することができるものとする。

福利厚生センターに関する事項

厚生大臣は、社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図るための事業を行う社会福祉法人を、全国を通じて一個に限り、福利厚生センターとして指定することができるものとする。

社会福祉協議会に関する事項

社会福祉協議会の事業として、社会福祉を目的とする活動への住民の参加のための援助を規定すること。

第3 社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正

対象の拡大に関する事項

- 1 退職手当共済制度の対象として、児童居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、身体障害者居宅介護等事業、精神薄弱者居宅介護等事業及び精神薄弱者地域生活援助事業等を追加すること。
- 2 法律の題名を「社会福祉施設職員等退職手当共

済法」に改める等の所要の改正を行うこと。

被共済職員期間の合算に関する事項

被共済職員が退職後引き続き同一経営者の経営する施設等の業務に従事した後、5年以内に再び被共済職員となった場合に、退職前後の被共済職員期間を合算する制度を設けること。

第4 その他

この法律の施行期日は、第二の一及び二の1については法律の公布後六月を超えない範囲で政令で定める日、第二の二の2及び三については平成5年4

月1日、その他の事項については平成4年7月1日とすること。